

畠かん末端施設

組合員 各位

勝 土 第 70 号

令和 4年 8月22日

勝浦土地改良区 改良
理事長 野上 武典 勝浦
ER 理地

末端賦課金(量水器積立)の改定について
(お願い)

平素は、当土地改良区の運営について、格別のご高配を賜り厚く御礼と感謝申し上げます。畠かん末端施設については皆様方のご理解とご協力により、給水栓約1,400口の方が日々の當農及び生活用水に、ご利用いただいております事に対して深く感謝申し上げます。

さて、畠総勝浦用水施設については、我々役職員一丸となって質素儉約を旨として、維持管理運営を行い、基幹水利施設については平成27年度国費100%で施設の診断を行い、急がれる所から県営事業で対応し地元(16%)負担金は町補助金で執行しています。

また、3年毎の徳島県監察局法人検査課 監察官による立入検査にて、末端施設(非補助分)の量水器更新が実施されていない旨の指摘指導を受け、平成25年度から年2地区毎メーター止水栓を含めた量水器更新を行い、令和3年度で全地区完結いたしました。

この事についても町補助金で執行、当初から町当局より指導要請が有り、第一回更新については町補助金で対応しますが、次回以降は土地改良区単費で対応する事となっています。

つきましては、町上水道と同様に量水器更新積立を実施し、畠かん末端施設の適正な維持管理運営を実施致したく、組合員の皆様方に対して誠に心苦しく存じますが、別記のとおり末端賦課金の改定(令和5年4月より、量水器1ヶ所・1ヶ月 φ25:200円、φ40:300円、φ50:1,000円)
新設を、お願いする次第であります。

今以上に質素儉約して運営して参る所存ですので、どうか趣旨をご理解頂き今回の量水器更新積立の改定に、ご理解とご協力を願い申し上げます。